

各附属機関等の見直しの 状況について

令和8年7月10日

総務部財政課

見直しの経緯

- ・ 条例で設置する附属機関や、要綱等の規定で設置する協議会等（以下「附属機関等」という。）について、審議の迅速化や委員の負担軽減、運営の効率化を目的として、令和7年10月31日付けで「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」を制定しました。

附属機関等の運営に求められる事項

- ①審議会等での審議や審査及び諮問等の迅速化
- ②そのための審議会等の運営の効率化
- ③意思決定の円滑化
- ④議論の活発化
- ⑤幅広い多くの知見の集約化
- ⑥各委員の負担の軽減化

要綱の主な基準

定員の基準	基準
構成委員数	原則として <u>10名以内</u> 、特別な事情がある場合でも20名を超えない ただし、 <u>法令や条例等に定めがある場合はこの限りでない</u>
委員の基準	基準
①任期	任期の終了時において、通算して10年を超えない
②兼職	同一人の委嘱は4を超えない ※「附属機関」「協議会等」それぞれ合わせた選任で4を超えないものとする
③年齢	任期の開始時に70歳以下、再任については75歳以下 ※「議会の選任を必要とする各種委員の選考についての申し合わせ事項」に準じるもの
④所属	市一般職員、市議会議員は特に必要がある場合を除き、委員に選任しない ※市議会議員には現任期中（～R9.9.10）は適用しないものとする
⑤男女比率	女性委員の構成比率35%以上に努める ※「第3次しおがま男女共同参画基本計画に準拠」に準じるもの
⑥公募	委員の一部公募に努める

※ ただし、法令等に特別の定めがある場合または当該附属機関等の担当する事務に関し、特に専門的な知識経験を有する者が当該者以外に得難い等、当該附属機関等の目的を達成するために必要な特別の事情がある場合には、適用しないことができます。

見直しに向けた取組について

協議による確認

- ・ 委員数や委員が、要綱の基準に適合しているかについて、委員の選任時等に財政課に協議することで確認します。
- ・ 今後、委員の改選のある機関を中心に、随時、要綱への適合を図っていきます。

調査による確認・公表

- ・ また、毎年4月に各機関の適合状況の調査を行い、調査結果の公表を行うことで各機関の適正化を推進していきます。
- ・ 次頁以降は、令和8年4月1日の状況になります。

内容	機関数
本市で該当する機関	4 5 機関
今回調査の対象 (R8.4.1時点で委嘱のある機関)	3 5 機関

(参考) 各機関の状況①

- ・ 調査対象35機関のうち、令和8年4月1日現在の状況は下記のとおりです。
- ・ なお、要綱が施行された令和7年10月31日より前に委嘱された委員が多いため、未達成の機関が多くなっております。

定員に関する基準	未達成
附属機関等の委員の数は、原則として10名以内	11機関

委員に関する基準	未達成
委嘱期間は、任期の終了時において、通算して10年を超えない	18機関
同一人を重複して委嘱する附属機関等の数は、4を超えない	0機関
新規の選任の場合、任期の開始時に70歳以下	17機関
再任の場合、任期の開始時に75歳以下	13機関
市一般職は委員に選任しない	3機関
市議会議員は委員に選任しない	(14機関)
※市議会議員の現任期中(～R9.9.10)は適用しない	

(参考) 各機関の状況②

- 努力基準については、下記の機関が達成済みです。

努力基準	達成済
女性委員の登用に努める（目標：女性比率35%） ※第3次しおがま男女共同参画基本計画に準拠	15機関
一部公募による委員の選任に努める	2機関